

国立大学法人東京農工大学任期付教員の任期の定めのない教育職員とするための審査に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (任期の定めのない教育職員とすることの決定等) 第6条 希望教員の任期の定めのない教育職員とすることの可否は、前条の規定により報告を受けた教授会等及び教育研究評議会の議を経て、当該希望教員の任期が満了となる日の原則として6月前までに学長が決定する。 2 学長は、前項の決定をしたときは、速やかに当該教育研究組織の長を経由して当該希望教員にその結果を審査結果通知書(別紙様式2)により通知するものとする。 <u>(新設)</u></p>	<p>本則 (略)</p> <p><u>(異議申立て)</u> <u>第6条の2 前条第2項に規定する審査結果の通知を受けた希望教員は、審査結果に対して、学長に異議申立てをすることができる。</u> <u>2 前項の異議申立ては、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。</u> <u>3 前2項に規定する異議申立ては、1回に限り行うことができる。</u> <u>4 異議申立ての手続き等については、別に定める。</u></p>	

附 則(平成30年2月19日細則第17号)

この細則は、平成30年2月19日から施行する。